

## 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ、また、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和4年度剣淵町一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 40,000 千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 439,762 千円

(単位:千円)

大区分	小区分	令和4年度 予算	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国道支出金	地方債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	障害者福祉費	186,441	134,275			9,000	43,166
	高齢者福祉費	89,002	9,237		5,671	12,783	61,311
	児童福祉総務費	15,259	4,536	7,300	601	487	2,335
	児童措置費	31,298	26,341			855	4,102
	保育所費	55,251	2,998		2,597	8,567	41,089
	児童福祉施設費	8,624	2,648		909	874	4,193
	小計	385,875	180,035	7,300	9,778	32,566	156,196
保健衛生	保健総務費	27,651	55			4,761	22,835
	健康推進費	26,236	7,499		3,244	2,673	12,820
	小計	53,887	7,554	0	3,244	7,434	35,655
合計		439,762	187,589	7,300	13,022	40,000	191,851

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。